平成21年8月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 中 野 聰 平成21年(ネ)第127号 不当利得金等請求控訴事件(原審・札幌地方裁判所岩 内支部平成20年(ワ)第85号),第230号 附帯控訴事件 平成21年6月26日 口頭弁論終結

判

決

東京都港区六本木一丁目8番7号

控訴人兼附帯被控訴人

株式会社SFコーポレーション

(以下「控訴人」という。

旧商号 三和ファイナンス株式会社)

代表者代表取締役

飯 村

岡川

訴訟代理人支配人

鶉 橋 徳 弘

被控訴人兼附帯控訴人

(以下「被控訴人」という。)

訴訟代理人弁護士

岡 室 恭 輔

主

文

- 1 本件控訴に基づき、原判決主文第2項及び第3項を次のとおり変更する。
- (1) 控訴人は被控訴人に対し,219万7913円及び199万791 3円に対する平成20年4月29日から支払済みまで年5分の割合に よる金員を支払え。
- (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 本件附帯控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを10分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1,2審とも被控訴人の負担とする。
- 2 控訴の趣旨に対する答弁
- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 附帯控訴の趣旨
- (1) 原判決主文第2項を次のとおり変更する。

控訴人は被控訴人に対し、244万7790円及び210万1698円に 対する平成20年4月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を支 払え。

- (2) 訴訟費用は第1,2審とも控訴人の負担とする。
- (3) 仮執行宣言
- 4 附帯控訴の趣旨に対する答弁
- (1) 主文第2項と同旨
- (2) 附帯控訴費用は被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

本件において、被控訴人は、控訴人との間で金銭消費貸借契約を締結して、借入れ及びその返済を繰り返し、この過程で、利息制限法所定の制限を超過する利息を支払い、超過分を元本に充当し、計算上元本が完済となっても、更に支払った過払金があると主張して、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還を求め、控訴人が悪意の受益者であると主張して、民法704条の「損害」として弁護士費用、同条の「利息」として過払金に対する利息の支払を求めるとともに、被控訴人が控訴人に取引履歴の開示を求めても、控訴人が迅速にこれを開示しなかったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき慰謝料及

び弁護士費用を請求している。

原審は、被控訴人の請求を一部認容し、被控訴人のその余の請求を棄却した。 原判決を不服として、控訴人が控訴を提起し、被控訴人も附帯控訴を提起し た。

当事者の主張は、原判決書5頁23行「貸金業法」を、「平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業法」という。)」と改めるほか、原判決書「事実及び理由」欄の「第2 当事者の主張」のうち被控訴人に関する部分のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、被控訴人の請求は、主文掲記の限度で理由があり、その余の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

- 1 控訴人が貸金業者であること(請求原因(ア))及び控訴人と被控訴人との間 の取引経過が原判決別紙計算書2記載のとおりであること(同(ウ))は,当事 者間に争いがない。
- 2 冒頭の計算について

控訴人は、被控訴人が過払金を計算した始期である平成10年8月6日の時点において、2万5000円の弁済後47万3373円の貸付残高があったから、過払金の計算もこれを前提にすべきであると主張する。

甲第2号証には、平成10年8月6日前の繰越の貸付金として48万2026円、同年8月6日、2万5000円が弁済された後は、貸付残高が47万3373円となった旨の記載がある。控訴人は、上記の記載をもとに、同年5月8日、被控訴人に対する50万円の貸付けがあった(乙1)と主張する。

しかし、甲第2号証は、控訴人が被控訴人に取引履歴を開示した文書であるから、控訴人の作成に係るものであり、乙第1号証も控訴人作成の文書である。また、平成10年5月8日、被控訴人に対する50万円の貸付けがあったことは、乙第1号証において、同年8月6日に2万5000円が弁済された後の貸

付残高を47万3373円とし、当時の約定利率を39.931パーセントとして計算すれば、容易に推定することのできることである。同年5月8日の50万円の貸付けについては、金銭消費貸借契約の契約書、金銭の授受についての領収書、控訴人と被控訴人との間の基本契約の契約書その他の実質的証拠は、全くないし、基本契約締結の日についても証拠がない。

不当利得返還請求において、法律上の原因がないことの立証責任は請求者の側にあるが、法律上の原因の有無は、取引の結果、計算上元本が0となり、債務が消滅したにもかかわらず、弁済がされたか否かによって判断される。この判断を行うためには、一連の取引における過払金の計算において、貸付けの日及び金額、弁済の日及び金額が判明しなければならない。控訴人は、貸金業の登録業者であるから、継続的貸付契約に付随する信義則上の義務として、取引履歴を開示する義務を負っている。

以上の点を考慮すると、貸付けがないのに弁済がされることは不自然ではあるが、一連の取引における過払金の計算において、個々の金銭消費貸借契約の契約書等の証拠により、貸付けの日及び金額、弁済の日及び金額が判明する程度に、具体的な金銭消費貸借契約の締結と金銭の授受を立証することができないときは、取引の冒頭が弁済により始まっているとの前提で計算することもやむを得ない。したがって、平成10年8月6日に借入額がない状態で、2万500円の弁済がされたとして、過払金の計算を開始させてもやむを得ない。その結果、控訴人と被控訴人の取引履歴は、別紙「利息計算」のとおりとなる。

3 取引の一体性について

控訴人は、本件取引2が一体であることを否認する。しかし、本件取引2の どの時点で取引が一旦終了したかについて、具体的主張をしない。したがって、 平成10年8月6日の取引開始から平成20年4月28日の取引終了までを一 体のものとして、本件取引2における過払金を計算すべきである。

4 消滅時効について

控訴人は、本訴提起の日(平成20年8月22日)から10年さかのぼる平成10年8月21日以前の取引によって発生した過払金については、時効が完成しているとして、平成20年10月9日の本件口頭弁論期日において、消滅時効を援用する旨の意思表示をした(顕著な事実)。

甲第2号証及び弁論の全趣旨によれば、本件取引2において、被控訴人は、控訴人から継続的に借入れ及び返済を繰り返し、原則として毎月一定の額を弁済していたことが認められるから、控訴人と被控訴人との間の基本契約においては、基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意(以下「過払金充当合意」という。)が含まれていたものと解される。

過払金充当合意がある場合においては、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金に係る不当利得返還請求権(以下「過払金返還請求権」という。)を行使することは通常想定されていないものというべきである。したがって、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。

以上によれば、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸

借取引においては、この取引が終了した日から過払金返還請求権の消滅時効が 進行するものと解され、過払金が発生する都度、発生した過払金について発生 の日から消滅時効が進行するものではないと解すべきである。

甲第2号証によれば、継続的な金銭消費貸借取引が終了したのは、平成20. 年4月28日であると認められ、これが消滅時効の起算点となるから、未だ消滅時効が完成していないことは明らかである。したがって、控訴人の主張を採用することはできない。

5 控訴人の悪意について

控訴人は、民法704条の悪意の受益者に当たらないと主張する。

民法704条の「悪意」とは、「法律上の原因」がないことを知っていることをいうのであり、過払金という不当利得については、計算上元本が完済となったことを知っていることを意味する。控訴人は、利息制限法の制限金利に従って計算すれば、計算上元本が完済となった後にも返済を受けており、不当利得については悪意の推定を受けるものであるが、控訴人は貸金業法3条1項の定める登録を受けた貸金業者であるから、貸金業法43条のいわゆるみなし弁済が成立すると信じるにつき相当な理由があるならば、悪意の推定を免れると解される。

しかし、本件を含む日常の業務において、控訴人が貸金業法17条及び18条の書面を交付していたなど、関係法令を遵守する貸金業者がみなし弁済の成立を信じるにつき相当な理由があるといえるほどの業務処理を行っていたと認めるに足りる証拠はない。したがって、控訴人は、不当利得について悪意の推定を免れない。

6 過払金に対する利息について

民法704条は,不当利得の返還だけでなく,悪意の受益者には,通常かつ最小限の損害賠償をさせる趣旨であると解される。したがって,同条の「利息」は,遅延利息を意味し,悪意の受益者が受けた利益に付して返還すべきも

のであるから、利息の起算点となるのは、不当利得返還債務の弁済期であると解される。前記4に判示したとおり、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引において、その取引の終了前は、悪意の受益者が受けた利益、すなわち過払金が計算上発生しても、その行使に法律上の障害があるから、過払金の弁済期は取引終了の日の翌日であると解される。したがって、上記取引の継続中は、たとえ計算上の過払金が発生しても、これに利息を付した上で、その後の借入金の元本に充当することはできない。

被控訴人の作成した計算書(原判決別紙計算書2)においては、過払金発生の都度、民法704条の「利息」(「過払利息」欄の金額)が発生したとして、これを後に借りた借入金の元本に充当しているから、未発生の利息をも元本に充当したことになる。

以上によれば、控訴人が悪意の受益者であるとしても、返還すべき過払金は、別紙「利息計算」のとおり、取引終了までは民法704条の「利息」を付さずに計算すべきであり、控訴人は被控訴人に対し、199万7913円及びこれに対する取引終了の日の翌日である平成20年4月29日から年5分の割合による金員を返還すべきものである。

7 弁護士費用について

控訴人が民法704条の悪意の受益者と認められる以上,民法704条後段の損害をも賠償すべきである。過払金という不当利得については,取引の履歴を調査し,これを利息制限法の制限金利に引き直して計算してから請求しなければならず,弁護士たる訴訟代理人の援助なしに,一般的にこのような請求が可能であるとはいえない。したがって,不当利得返還請求の訴え提起・追行に要した弁護士費用のうち,相当な額については,民法704条後段にいう損害に該当する。本件の過払金は,上記6のとおりであるから,控訴人が被控訴人に返還すべき額の約1割に相当する20万円を民法704条後段の損害である弁護士費用とするのが相当である。

8 取引履歴不開示の慰謝料について

被控訴人は、控訴人に取引履歴の開示を求めても、控訴人が迅速にこれを開示しなかったとして、不法行為による損害賠償を請求している。

控訴人が開示した履歴である甲第2号証において,取引の始期は,平成10年8月6日であり,控訴人は訴訟になってからそれ以前に取引があったことを証明する実質的証拠(基本契約書や領収書)を出していない。乙第2号証には,同年5月8日に50万円貸した旨の記載があるが,同号証は控訴人作成の計算書であって,前記2のとおり,机上の推計計算により容易に作成することができるものであるから,実質的証拠には当たらない。したがって,本件においては,控訴人が同年8月6日前の取引履歴を保有しながら開示しなかったとの事実,すなわち,正当な理由なく,取引開始当初からの履歴を被控訴人又は訴訟代理人に開示しなかった不法行為を認めることができない。よって,上記の請求には理由がない。

9 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、主文掲記の限度で理由があり、その余の請求は理由がないから、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 末 永 進
裁判官 古 閑 裕 二

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数		利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払 利息
	1110 0 6		25, 000	0. 18					-25, 000		
1	H10. 8. 6		25, 000	0. 18	32		0	0	-50, 000	0	0
2	H10. 9. 7	25 056	4, 577	0. 18	9		0	0	-19, 521	0	0
3	H10. 9. 16	35, 056			19		0	0	-44, 521	0	Ő
4	H10. 10. 5		25, 000	0.18			_	0	-69, 521	0	0
5	H10. 11. 9		25,000	0.18	35		0	0	-94, 521	0	0
6	Н10. 12. 9		25,000	0.18	30		0		-119, 521	0	0
7	H11. 1. 4		25,000	0.18	26		0	0		0	0
8	H11. 2. 1	50.01	25, 000	0.18	28		0	0	-144, 521		0
9	H11.2.3	52, 911	978	0.18	2		0	0	-92, 588	0	0
10	H11.3.8		25,000	0.18	33		0	0	-117, 588	0	
11	H11.4.5		25,000	0.18	28		0	0	-142, 588	0	0
12	H11.5.7		25,000	0. 18	32		0	0	-167, 588	0	0
13	H11. 6. 7		25,000	0. 18	31		0	0	-192, 588	0	0
14	H11. 7. 7		25,000	0. 18	30		0	0	-217, 588	0	0
15	H11.8.6		25,000	0. 18	30		0	0	-242, 588	0	0
16	H11.8.9	53, 541	1,465	0.18	3		0	0	-190,512	0	0
17	H11.9.6		25,000	0.18	28		0	0	-215, 512	0	0
18	H11. 10. 7		25,000	0.18	31		0	0	-240, 512	0	0
19	H11.11.4		25,000	0. 18	28		0	0	-265, 512	0	0
20	H11.12.7		25,000	0.18	33		0	0	-290, 512	0	0
21	H12.1.6		25,000	0.18	30		0	0	-315, 512	0	0
22	H12. 2. 3		25,000	0.18	28		0	0	-340, 512	0	0
23	H12.3.6		25,000	0.18	32		0	0	-365, 512	0	0
24	H12. 3. 7	66,638	474	0.18	1		, 0	0	-299, 348	0	0
25	H12. 3. 8		70,000	0.18	1		0	0	-369, 348	0	0
26	H12.3.16	69, 453	3, 768	0.18	8		0	0	-303, 663	0	0
27	H12. 4. 3		25,000	0.18	18		0	0	-328, 663	0	0
. 28	H12.5.8		25,000	0.18	35		0	0	-353, 663	0	0
2 9	H12. 6. 5		25,000	0. 18	28		0	0	-378, 663	0	0
30	H12. 6. 15	31, 936		0.18	10		0	0	-346, 727	0	0
•31	H12. 6. 30	100,000		0. 18	15		0	0	-246, 727	0	0
• 32	H12.7.3	•	25,000	0.18	3		0	0	-271, 727	0	0
33	H12. 8. 7		25,000	0. 18	35		0	. 0	-296, 727	0	. 0
34	H12. 9. 4		25, 000	0. 18	28		0	0	-321, 727	0	0
35	H12. 10. 3		25, 000	0.18	29		0 .	0	-346, 727	0	0
36	H12. 10. 20	44, 867		0.18	17		0	. 0	-301, 860	.0	0
37	H12. 11. 6		25, 000	0.18	17		0	0	-326, 860	0	0 0
38	H12. 12. 5		25, 000	0.18	. 29		0	0	-351, 860	0	
39	Н13. 1. 4		25, 000	0.18	30		0	0	-376, 860	0	0
40	H13. 2. 6		25, 000	0.18	33		0	0	-401, 860	0	0
41	Н13. 3. 2		25,000	0.18	24		0	0	-426, 860	0	0
42	H13. 3. 5	55, 960		0. 18	3		0	0	-370, 900	0	0
43	H13. 4. 3		25,000	0.18	29		0	0	-395, 900	0	. 0
44	H13. 5. 7		25,000	0. 18	34		0	0	-420, 900	0	0
45	Н13. 5. 9	118, 721		0.18	2		0	0	-302, 179	0	0
46	H13. 6. 4		25,000	0. 18	26		0	0	-327, 179	0	0
47	H13.7.2		25,000	0. 18	28		0	0	-352, 179	0	0
48	H13. 8. 3		25,000	0. 18	32		0	0	-377, 179	.,,	0
49	H13. 9. 4		25,000	0.18	32		0	0	-402, 179	0	0
50	H13. 10. 9		25, 000	0.18	35		0	0	-427, 179	0	.0
51	H13. 11. 5	_	25,000	0.18	27		0	. 0	-452, 179	0	0
52	H13.11.16	51, 497		0.18	11		0	0	-400, 682	0	0
53	H13.12.6		25,000	0. 18	20		0	0	-425, 682	0	0
54	H14.1.7		25,000	0.18	32		0	0	-450, 682	0	, tra 0
55	H14.2.1		25,000	0.18	25		0	0	-475, 682	0	0
56	H14.3.4		25,000	0.18	31		0	0	-500, 682	0	0
57	H14.3.13	84, 992		0.18	9		0	0	-415, 690	0	0
58	H14. 4. 8		27,000	0.18	26		0	0	-442, 690	0	0
59	H14.5.7		27,000	0.18	29		0	0	-469, 690	0	0
60	H14. 6. 4		27,000	0.18	28	i de d	0		-496, 690	0	0

1 3.0.1	-1									
	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払 利息
61	H14.7.8		27,000	0.18	34	0	0	-523, 690	0	. 0
62	H14. 8. 6		27,000	0.18	29	. 0	0	-550,690	0	0
63	H14. 8. 8	44,661	,	0.18	2	0	0	-506,029	0	0
64	H14. 9. 6	11, 001	27,000	0.18	29	0	0	-533, 029	0	0
65	H14. 10. 7		27,000	0.18	31	0	0	-560,029	0	0
66	H14. 11. 1	67, 083	21,000	0. 18	25	0	0	-492, 946	. 0	0
67 ⁻		01,000	28,000	0. 18	4	0	0	-520, 946	0	0
68	H14. 12. 6		27,000	0.18	31	0	0	-547, 946	0	0
69	H15. 1. 6		27,000	0. 18	31	0	0	-574, 946	0	0
70	H15. 1. 6		27, 000	0. 18	31	0	0	-601, 946	0	0
71	H15. 2. 6		27,000	0. 18	28	0	0	-628, 946	0	0
72	H15. 3. 19	43, 457	21,000	0. 18	13	0	0	-585 , 489	0	0
73	H15. 4. 7	40, 401	27,000	0. 18	19	0	0	-612 , 489	0	0
	H15. 5. 6		27, 000	0. 18	29	0	0	-639 , 489	0	0
74 75	H15. 6. 5		27, 000	0. 18	30	0	0	-666 , 489	Ő	0
	H15. 7. 7		27,000	0. 18	32	0	0	-693 , 489	0	0
76	H15. 7. 7		27, 000	0. 18	31	0	0	-720, 489	0	0
77 79	H15. 9. 9		27, 000	0. 18	33	0	0	-747, 489	0	0
78 70	H15. 10. 6		27,000	0. 18	27	0	0	-774 , 489	ő	0
79		56, 415	27,000	0. 18	2	0	0	-718 , 074	0	Ő
80	H15. 10. 8	50, 415	27,000	0. 18	30	0	0	-745, 074	0	Ő
81	H15. 11. 7		27,000	0. 18	32	0	0	-772 , 074	0	0
82	H15. 12. 9		27,000	0. 18	32 29	0	0	-799 , 074	0	0
83	H16. 1. 7 H16. 2. 9		27,000	0. 18	33	0	0	-826, 074	0	0
84	H16. 2. 9 H16. 3. 9		27,000	0. 18	29	0	0	-853, 074	Ő	0
85 86	H16. 3. 9 H16. 4. 7		27,000	0. 18	29	0	0	-880, 074	0	0
87	H16. 5. 6		27,000	0. 18	29	. 0	. 0	-907, 074	0	0
• 88	H16. 6. 8		27,000	0. 18	33	0	0	-934, 074	0	0
89	H16. 0. 8		27,000	0.18	29	0	Ő	-961, 074	0	0
90	H16. 8. 9		27,000	0. 18	33	0	0	-988, 074	0	0
• 91	H16. 9. 7		27,000	0. 18	29	. 0	0	-1,015,074	0	0
• 92	H16. 10. 8		27,000	0.18	31	0	0	-1,042,074	0	0
93	H16. 11. 5		27,000	0. 18	28	0	0	-1,069,074	0	0
94	H16. 12. 7		27,000	0. 18	32	0	0	-1,096,074	0	0
95	H17. 1. 11		27,000	0. 18	35	0	0	-1, 123, 074	0	0
96	H17. 2. 10		27,000	0.18	30	0	0	-1, 150, 074	0	0
97	H17. 3. 10		27,000	0.18	28	0	0	-1, 177, 074	0	. 0
98	H17. 4. 12		27,000	0.18	33	0	0	-1,204,074	0	0
99	H17. 5. 13		27,000	0.18	31	0	0	-1,231,074	0	0
100	H17. 6. 8		27,000	0.18	26	. 0	0	-1,258,074	0	0
101	H17. 7. 7		27,000	0.18	29	0	0	-1, 285, 074	. 0	0
102	H17.8.9		27,000	0.18	33	0	0	-1,312,074	0	0
103	H17. 9. 12		27,000	0.18	34	0	0	-1,339,074	0	0
104	H17. 10.6		27,000	0.18	24	. 0	0	-1,366,074	0	0
105	H17.11.14		27,000	0.18	39	0	0	-1,393,074	0	. 0
106	H17. 12. 12		27,000	0.18	28	0	0	-1,420,074	0	0
107	H18. 1. 10		27,000	0.18	29	0	0	-1,447,074	0	0
108	H18. 2. 8		27, 000	0.18	29	0	0	-1,474,074	0	0
109	H18. 3. 14		30, 839	0.18	34	0	0	-1,504,913	0	0
110	H18. 4. 18		27,000	0.18	35	0	0	-1,531,913	0	0 -
111	H18. 5. 24		28,000	0.18	36	0	0	-1,559,913	. 0	0
112	H18. 6. 19		28,000	0.18	26	0	0	-1, 587, 913	0	0
113	Н18. 7. 6		27,000	0.18	17	0 -	0	-1,614,913	0	0
114	H18. 8. 11		27,000	0.18	36	0	0	-1,641,913	0	0
115	H18.9.8		27,000	0.18	28	0	0	-1, 668, 913	0	0
116	H18. 10. 10		27,000	0.18	32	0	0	-1,695,913	0	0
117	H18. 11. 8		27,000	0.18	29	0	0	-1, 722, 913	0	0
118	H18. 12. 8		27,000	0.18	30	0	0	-1, 749, 913	0	0
119	H19. 1. 9		27,000	0.18	32	0	0	-1, 776, 913	0	0
120	H19. 2. 6		27,000	0.18	28	0	0	-1, 803, 913	0	0
121	Н19. 3. 9		27,000	0.18	31	0	0	-1, 830, 913	0	0

1.31077	算									
	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払 利息
122	H19. 4. 17		10,000	0.18	39	0	0	-1, 840, 913	0	0
123	H19. 6. 26		10,000	0.18	70	0	0	-1,850,913	0	0
124	H19. 7. 23		10,000	0.18	27	0	0	-1, 860, 913	0	0
125	H19. 8. 17		10,000	0.18	25	. 0	0	-1, 870, 913	0	0
126	Н19. 9. 26		5,000	0.18	40	0	0	-1, 875, 913	0	0
127	H19. 10. 24		5,000	0.18	28	0	0	-1, 880, 913	0	0
128	H19. 10. 30		5, 000	0.18	6	0	0	-1, 885, 913 -1, 890, 913	0	0
129	H19. 11. 20		5,000	0. 18 0. 18	21 0	0	0	-1, 892, 913	0	0
130	H19. 11. 20		2,000 10,000	0. 18	7	0	0	-1,902,913	0	0
131 132	H19. 11. 27 H19. 12. 10		10,000	0.18	13	0	0	-1, 912, 913	0	0
133	H19. 12. 17		10,000	0.18	7	0	0	-1,922,913	0	0
134	H19. 12. 26		10,000	0.18	9	0	0	-1,932,913	0	0
135	H20. 2. 1		15,000	0.18	37	0	0	-1,947,913	0	0
136	H20. 2. 28		15,000	0.18	27	0	0	-1, 962, 913	0	0
137	H20.3.26		10,000	0.18	27	0	0	-1, 972, 913	0	0
138	H20. 3. 31		5,000	0.18	5	0	0	-1, 977, 913	0	0
139	H20. 4. 28		20,000	0.18	28	0	0	-1, 997, 913 0	0	0
140	,			0.18	0	0	0	0	0	0
141	·			0. 18 0. 18	0 0	0	0	0	0	0
142 143				0. 18	0	0	0	0	0	0
144				0.18	0	0	0	0	0	0
145				0.18	0	0	0	0	0	0
146				0.18	0	0	0	0	0	0
147				0.18	0	0	0	0	0	0
148				0.18	0	0	0	. 0	0	0
149				0.18	0	0	0	0	0	0
150				0. 18 0. 18	0 0	0	0	. 0	0	0
151 152				0.18	0	0	0	0	0	0
1 52				0.18	0	0	0	0	0	0
154				0.18	0	.0	, 0	0	0	0
155				0.18	0	0	0	0	0	0
156				0.18	. 0	0	. 0	0	0	0
157				0.18	0	0.	. 0 0	0	0	0
158				0. 18 0. 18	0	0	. 0	0.	0	0
159 160				0. 18	0	0	0	0	Ő	0
161				0.18	0	. 0	Ō	0	0	0
162				0.18	0	0	0	0	0	0
163				0.18	0	0	0	0	0	0
164				0.18	0	0	0	0	0	0
165				0.18	0	0	0	0	0	0 0
166				0.18	0	0	0	0	0	. 0
167				0.18	0	0	0	0	0	. 0
168				0. 18 0. 18	0	. 0	0	0	0	0
169 170				0. 18	0	0	0	0 0	0	0
171				0. 18	0	0	0	0	0	0
172				0.18	0	0	0	0	0	0
173				0.18	0	0	0	0	0	0
174				0.18	0	0	0	0	0	0
175				0.18	0	0	0	0	0	0
176				0.18	0	0	0	0	0	0
177				0.18	0	0	****	0	0	0 0
178		•		0.18	0	0 0	0	0 0	0	0
179				0. 18 0. 18	0	0	0	0	0	0
180				0.18	0	0	0	.0	0	Ŏ
181 182				0.18	0	0	0	0	0	0
104				51 10 , ,	., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	ege e e que pour la 💆 i e	a nagada a t a			

これは正本である。

平成21年8月7日

札幌高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 中 野 聰